

## 司法院釈字第 400 号 (1996 年 4 月 12 日) \*

### 争 点

公用地役関係によって形成された既成道路を収用しない行政院の通達は違憲ですか。

(行政院就有公用地役関係既成道路不収用之函釋違憲?)

### キーワード

公用地役関係、既成道路

**解釈文**：人民の財産権を保障する憲法第十五条の規定の趣旨は、個々人が自らの財産の存続状況に応じて、自由使用、収益及び処分の権限を行使し、公権力または第三者による侵害を排除することによって個々人の自由を実現し、人格を発展し、尊厳を維持することができるにある。公的使用またはその他の公益目的に達成するために、国家機関が法によって人民の財産を収用できるが、その際に相当な補償を付与せねばならない。こうした手続を経てはじめて憲法における財産権保障の

趣旨に合致する。既成道路が一定の条件に該当して公用地役関係となつた場合、その所有権者は当該土地に対して自由に使用収益することができなくなる。公益のために、自らの財産上の利益が特別に犠牲となつた場合、国家は当該私人に対して法律の規定によって収用の手続を踏まえて補償を付与しなければならない。各政府機関（中央政府、地方自治体など）は、予算が不足するという理由で、先述した道路に全面に補償を付与できない場合、関連する機関は一定の期間を定め、財源を増や

---

\*翻訳者：賴 宇松

し、逐年に収用を実施するかまたはその他の方法で補償しなければならない。特定の道路範囲における土地のすべてが収用され補償された場合、既成道路となって公用地役関係に該当する理由で、行政命令によって特定の土地を道路として継続に使用させて、なんらかの補償も付与する必要がないと定めたことは、明らかに平等原則に違反することとなる。また地理的な環境または社会変化によって既成道路となった土地が道路としての機能を喪失したものに対して、

（関連する機関は）隨時に検討して廃止しなければならない。行政院の六十七(1978)年七月十四日台六十七内字第六三〇一号通達及び同院六十九(1980年)年二月二十三日台六十九内字第二〇七二号通達は、上述の解釈の旨に反する部分今後適用することができない。

**解釈理由書**：本件確定判決の理由が、行政院の六十七(1978)年七月十四日台六十七内字第六三〇一号通達及び同院六十九(1980)年二月二十三日台六十九内字第二〇七二号通達が土地法第十四条に反

しないことに基づいている。しかし、それに対して、これらの通達が憲法に抵触する疑いがあることはすでに大法官解釈申請人によって指摘されたため、司法院大法官審理案件法第五条第一項第二款に基づいて(本件申請を)受理することは、まず説明しておく。

憲法第十五条の人民財産権保護規定の趣旨は、個々人が財産の存続状態によって自由使用、収益及び処分の権限を確保し、公権力及び第三者の侵害を免れることを通して、個々人の自由、人格の発展及び人間の尊厳を実現することにある。ただ、個人の財産権行使は、なお法に従って社会責任及び環境生態責任の制限を受けなければならない。こうした責任の制限を受けて財産の利用が制限されることは、個人にとって利益の特別な犠牲になった。他方、社会大衆がその個人の犠牲によって利益を得た場合、当該個人には相当な補償を受ける権利を有する。国家が公共事業または国家経済政策を実施する際、法律によって私有の土地を収用することができるが、その同

時に相当な補償を与えてはじめて憲法における財産権保護の旨に合致するのである。

公用地役関係とは、私有の土地が公共用物性質を有する法律関係であり、民法上の地役権とは別の概念であり、わが国の法制度で昔から認められたものである(本院釈字第二五五号解釈、行政法院四十五(1956年)年判字第八号及び六十一(1972年)年判字第四三五号判例を参照)。既成道路が公用地役関係を形成するには、いくつかの条件が克服しなければならない。第一に、その道路は単に通行の便利または時間を節約するのではなく、不特定の大衆が通行するためには存在しているのである。第二に、大衆が通行し始めたとき、土地所有権者が通行を妨げる行動を取らなかつたことである。第三に、道路が通行に供する年代が古いし、通行が中断されたことがないのである。年代が古いとは必ずしも特定の期限を必要としないが、一般の人々が確実にいつ(何年何月何日)から通行に提供されたことではなく、単に通行の時期(例えば、

日本占領時期や八七水害)の概要しかが記憶できないぐらいの年代である。

建築法または民法の規定によって大衆の通行のために提供された土地(道路)は、時効によって形成された既成道路とは異なり、本件解釈における公用地役関係ではないことは、もっとものことである。私有の土地が上述の条件に符合して公用地役関係になった際、関連する主管機関は法律によって収用を実施し、国家の財政状況を勘案して相当な補償を与えなければならない。各級政府は予算が不十分であるがゆえに上述の道路をすべて収用して補償を与えることができないとき、行政院による通達(行政院八十四(1995)年十月二十八日の台八十四内字第三八四九三号の通達及び同(1995)年十月十一日内政部台八十四内營字第八四八〇四八一號の通達)の旨を参照し、一定の期間を設けて、逐年に収用を実施し、またはその他の方法で当該私人の損失を補填しなければならない。(ここでのその他の方法とは) 例えれば、政府の債券に

による補償、使用者負担制度を導入すること、税収を減免することまたは公有土地と交換することなどの方法を通じて金銭の給付を代替する方法である。

特定の道路の範囲における私有の土地すべてが収用された場合、単に既成道路が公用地役関係となっただけに、行政命令によって従来の使用を継続させ、収用補償を与えないとすれば、明らかに平等原則に反するのである。また地理環境または社会変遷によって既成道路が従来の機能を喪失した場合、主管機関は隨時に当該既成道路を検討して廃止しなければならない。行政院六十七(1978)年七月十四日台六十七内字第六三〇一號の通達では「政府が都市計画によって道路の拡張または開通工事が完了された後、道路の形態が改変された場合、当該道路の範囲内の私有土地のうち、日本占領期間ですでに既成道路となって現に継続に道路として使用された土地であってしかも土地登記帳によって土地総登記を経て『道』として登記された土地は、前項公用地役関係

によって継続に使用してもよいが、そのほかの土地に対して、一律に収用補償手続を行わねばならない。」及び同院六十九(1980)年二月二十三日台六十九内字第二〇七二號の通達では「台六十七内字第六三〇一號院通達の説明の二第二項では日本占領期の既成道路が継続に公用地役関係によって利用されたとの説明の趣旨は、地方政府の財政困難を考慮し、一時に巨額の補償費用を支払うことができないだけであって、永久に法によって収用をしなくてもよいというのではない。土地法第十四条によって『公共交通道路土地が私用の対象になってはならない……すでに私有になった土地に対して、法によって収用しなければならない。』」の趣旨に基づき、さらに「今後地方政府が財政の余裕があり、または建造する道路が上級政府の補助金を得た場合、あるいは法によって工事の受益費を徴収した場合、または通行料金を徴収した場合、当該道路の範囲内におけるすべての私有の土地に対して法によって収用し補償金を与えねばならない」と補足説明を付け加え

た。先述した趣旨に反した部分は  
今後適用してはならない。

本解釈は、孫森焱大法官によ  
る反対意見書がある。